田辺市人権施策推進計画

平成21年2月

田辺市

推進計画の策定にあたって

1.推進計画策定の目的

田辺市では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を目指して、 人権施策の基本理念を「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」と定め、その推進に取り組むべく、平成 19 年 3 月に田辺市人権施策基本方針を策定しました。

合併前の旧5市町村では、住民と行政が連携し、様々な場と機会をとらえながら、同和問題を中心とした人権施策に取り組んできました。また、合併後は、田辺市民憲章を制定し、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。しかしながら、同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、外国人、感染症・難病患者等の諸問題にみられるように、誤った認識や偏見に基づく解決しなければならない課題が今なお残されています。また、人類の活動の高度化に伴い生物の生存を脅かす環境問題、インターネットを利用した個人情報の流出や誹謗中傷など、人権に関する新たな問題も起こっています。

このように、人権とは、決して私たちの日常生活とかけ離れているものではありません。ふだん何気なく過ごしている日常生活を、人権という視点から見直すことによって、 私たち一人ひとりの生き方はもちろん、人権が尊重される社会づくりへとつながります。

人権問題については知識の習得だけではなく、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結びつけていくことが大切です。そこで、これまでの取組の成果の上に立ち、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において人権教育・啓発に取り組むとともに、行政の事務事業において「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を推進するために、本推進計画を策定します。

2.推進計画の性格

この推進計画は、第1次田辺市総合計画で定めている、「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を目指したまちづくりの実現に向けて、各所管が実施する事務事業や人権の視点に立った取り組みを田辺市人権施策基本方針に基づき、内容を分類・整理等したものです。そして、これは今後の田辺市における人権教育・啓発の具体的推進計画となるものです。(総合計画等との関係は、3ページ参照。)

田辺市人権施策基本方針にあるように、事務事業等を実施する上では、三つの側面と視点に留意しながら実施することが大切です。

人権施策の三つの側面と視点

基本理念に基づいて、人権問題の課題別に取り組む施策

それぞれの課題に応じて、それぞれ個別の法律や諮問機関の答申等を踏まえて実施

すること

人権意識の向上を図る施策

人権教育は、発達段階を踏まえた継続性のあるものにしていくこと。

日常生活のあらゆる場面に人権感覚があふれる状態を当然のこととし、何気なくすごしている私たちの生活や社会通念、意識、慣行等を人権の視点から見つめ直し、 人権を尊重した行動に結び付けられること。

「法の下の平等」、「個人の尊重」など、人権の普遍的内容の理解を得ること。

人権問題は、市民自らの課題であることに理解を得ること。

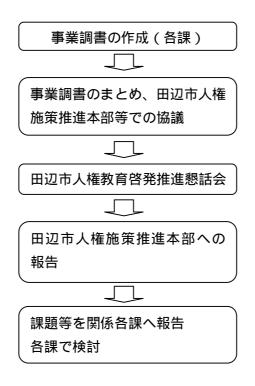
人権教育に取り組む人材の養成を図ること。

人権擁護を図る施策

各相談窓口は、本来の業務に加えて、市民にとって最も身近な人権救済窓口にもなるという認識を基に、事例を集積し、連携を図り、迅速かつ的確に対応できるように努めるとともに、相談業務が適切に行われているか、その把握に努めること。 各相談窓口担当者は、それぞれの人権問題とその解決手法に関する専門的知識が要求されることから、担当職員の資質向上を図ること。

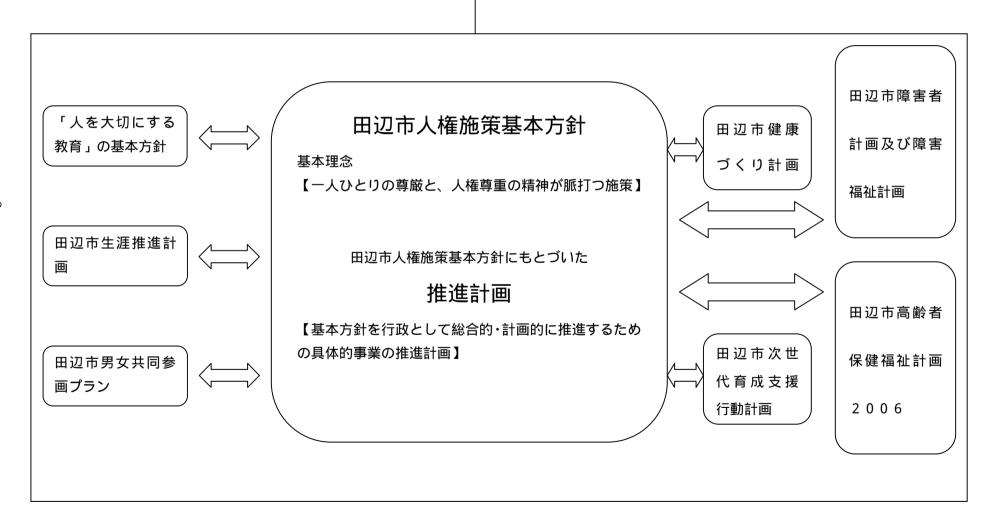
3.推進計画の評価と見直し

この推進計画では、単年度毎の事業把握を行い、田辺市人権教育啓発推進懇話会の審議を通じて、課題を検証するとともに、社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題に対応できるように、田辺市人権施策推進本部に審議結果の報告を受け、今後の推進計画に役立てます。



第1次田辺市総合計画

「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」を目指して



နှ

人権施策の推進に向けた推進計画

1.推進するための条件整備

基本的な取組

推進体制の整備

調査・研究の実施

教材・学習プログラムの開発

身近な指導者の養成

各種メディアの活用と連携

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
田辺市人権施策推進 本部等の設置	市長を本部長とする田辺市人権施策推進本部を 設置し、田辺市人権施策基本方針に基づき、全 庁的に人権教育・啓発を推進する。	人権推進課	8 69 70
田辺市人権擁護連盟 との連携及び事務局	5 つの支部からなる田辺市人権擁護連盟と連携 する。また、事務局として市民の主体的な人権 意識の向上や啓発活動を支える。		8
	本協議会は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町の人権団体で組織され、各団体相互の連絡協調を図り、紀南地方における人権啓発の振興と充実に寄与することを目的として、人権活動の取組や支援、各種研修会等を実施する。		8
田辺人権擁護委員協 議会田辺部会との連 携及び事務局	法務大臣から委嘱された田辺市内21名の人権擁護委員による組織で、人権特設相談の実施、小学校での人権教室、各種啓発、各種研修、委員相互の研鑽を図る。	人権推進課	8
田辺市人権教育啓発 推進懇話会	適切な人権施策の取組が行われるよう、人権施 策推進計画についての評価、課題等について田 辺市人権教育啓発推進懇話会で審議する。ま た、必要に応じて社会の変化に伴って新たに生 じてくる人権課題を審議する。	人権推進課	8
和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議 会への参画	県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局、県、市町村、和歌山人権擁護委員連合会、和歌山県人権啓発センターで構成。さらに県下は2ブロックに分かれていて、田辺市は、みなべ町から新宮市までの紀南ブロックに属している。	人権推進課	8
学習教材の開発等	市民の学習ニーズや課題に応じ、視聴覚教材の整備に努め、市のホームページで掲載する。また、公民館等で人権学習を実施しやすいように、独自の学習教材の作成に努める。	人権推進課	9

各種意識調査	田辺市独自の意識調査としては、合併前の平成 3年に「いまここに起つ」と題された同和問題 意識調査報告書をまとめ、県では平成8年と平 成13年に「同和問題に関する和歌山県民意識調 査」がまとめられている。市単独での人権に関 する意識調査については予定していない。県が 「人権に関する県民意識調査」を実施する際、 本市としても協力する。	9
人権を考える集い	田辺市人権擁護連盟等各種団体と連携しなが 人権推進課 ら、多くの一般参加者が得られるように努め る。	9
人権学習指導者 養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場 生涯学習課 にある方を対象とした研修会を開催する。 人権推進課	
各学校における、保 護者対象の教育講演 会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、 学校教育課保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行 生涯学習課う。	
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼びか 人権推進課けや、「人権週間」をはじめとする強化期間な 企画広報課 どに広報活動を行う。また、「人権コラム」掲載を検討する。	

2 . 人権の視点に立った行政の推進

基本的な取組

人権の視点に立った各課の取組

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
各課での共通の取組	相手の立場に立った応対に心がける。 性別にかかわりなく、個性や能力、意欲が十 分発揮することができる明るい職場づくりに 取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民 の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。	各課	11
取組の確認	市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくため、各課でどのようなことに気をつけて、行政 の推進に取り組んでいるかを確認する。		11
市民憲章の朗読	「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とうたっている市民憲章の精神を尊重し、実践する為、田辺市自治会連絡協議会総会、田辺町内会連絡協議会総会等自治会活動の場において、参加者全員による市民憲章の朗読を行う。		11

要援護者の支援対策	自主防災組織に代表される地域住民による災害対策の確立ができており、かつ、希望する自治会等に対し要援護者名簿を交付することで援護を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日ごろからも地域の要援護者支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。平成20度中に当該名簿の完成及び自治会等への交付制度を実施する予定。	対策室	11
わかりやすいパンフ レットの作成	パンフレットの作成にあたり、専門用語を使いつつわかりやすい表現をし、新たにイラストを加えるなどし、子供からお年寄りの方までわかりやすい内容とし、小・中学校の教材や自由研究の資料として活用できるようなパンフレットを作成する。	高速道路室	11
人権に配慮した企業 誘致	企業誘致活動においては、地域との連携を重視 し、人権や環境を大切にする企業の誘致に努め る。	産業政策課	11
相談者や要保護者等の人権尊重	生活保護の対象者は、高齢や障害・傷病等で就 労が困難であるなど、何らかの理由で生活に困 窮されている方々であり、担当職員一人ひとり が常に相談者や要保護者等の人権を第一に考え るとともに、相手の立場に立って対応するよ う、係内会議等を通じて常に研修と研鑽に努め る。	福祉課	11

3 . 人権教育・啓発の推進

基本的な取組

就学前や学校等で

社会教育の場で

企業・各種団体等で

特定職業従事者に対して

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
人を大切にする教育 の推進	人権教育担当者会・管理職研修会及び定例学校 訪問等を利用し、各学校・園に対して「人を大 切にする教育」の全体計画に基づき、人権教育 をより積極的に展開するよう指導する。 また、各学校・園では教育計画に基づき、道徳 をはじめとした全教育活動を通して人権教育を 実践し、児童生徒の人権意識の向上に努める。	生涯学習課	13
人権お話し会	小中学生各校3名により、人権作文の発表会と 講演会を開催する。	本宮行政局 総務課	13

学習会	市内の各公民館がそれぞれの地域において、人権の重要課題に対する基本的な認識を十分踏まえながら、市民一人ひとりが人権課題を発見し、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結びつくような人権学習会を開催する。開催にあたっては、公民館長と公民館主事が、生涯学習(人権)推進員と協議し、公民館区ごとに各種団体・機関等の協力を得ながら人権学習実行委員会を組織して、学習会の企画・運営等について協議する。	生涯学習課	14
の人権啓発	企業の評価を、経済的な面だけでなく、人権尊重や環境保護などの視点から評価する動きも一般的になってきた。このような状況下で、企業からの講師派遣の要望に基づき、指導員を講師として派遣する。		15
啓発	各種団体での人権学習・啓発については、派遣 要望に応じて人権推進課指導員を派遣する。ま た、市の人権行政について講座を希望する場合 は、課長等が講師を務める。	人権推進課	15
協議会	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	15
職員向け人権及び男 女共同参画研修の実 施		総務課	16
人権教育主任者研修 会	本市における人権教育推進の中心的な役割を担 う教員の育成を目的として、人権教育担当者会 を実施する。 教職員の人権意識の向上を図るために、各学校 では実状に応じて人権教育研修を行うよう指導 する。		16
協議会研修会	個人の人格を尊重することはもとより、基本的人権に関する正しい理解と認識に基づき活動を 進めていくことが基本となる。本協議会では、 こうした人権意識の高揚を図るため、年に1回 は人権学習会の開催または他機関が開催する人 権講演会等への参加に努める。	福祉課	17
警察職員との連携	警察から要望に応じて指導員の派遣等を実施す る。	人権推進課	17

交通安全対策事業、	市民の基本的人権の根底となる生命を守り、安自治振興課	17
田辺市暴力追放協議	全・安心な生活を保持するため、警察署との緊	
会事業、田辺地区防	密な連携を図りながら、交通安全対策事業(街	
犯協議会事業	頭啓発・指導等)及び暴力追放活動(決起集	
	会・パレード等)並びに防犯活動(紀伊田辺駅	
	前におけるマナーアップキャンペーン等)を行	
	う。	
	前におけるマナーアップキャンペーン等)を行	

4 . 相談支援体制の推進

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
人権相談	市民の人権に関わる相談に応じ、適切な指導助 言を行う。	人権推進課	18
登記・相続・人権相談	法務大臣の委嘱による田辺部会所属の人権擁護 委員が相談員となって実施する。(旧田辺では 年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では 各年2回実施)		18
女性電話相談の実施	女性が抱える様々な悩みに電話による相談を実 施する。(月曜日から金曜日 午前9時~正午 まで)		18
隣保館相談事業	地域住民に対し、生活上の相談・人権に関わる 相談に応じ適切な助言指導を行う。	南部・西部・ 芳 養 セ ン ター	18
市民法律相談	市民が抱える法的措置の可能な相談について、 法律専門家である弁護士が具体的なアドバイス や解決策を与える無料法律相談を毎月月曜(原 則)に開催する。	自治振興課	18
消費生活・市民相談	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談ごとついて、市民が身近に立ち寄ることのできる消費生活・市民相談を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。		18
一般健康相談	成人一般健康相談については、各保健センター、西部センター、南部センター、芳養センター、地域の集会所等で定期的に実施する。また、課では窓口相談を行う。	健康増進課	18
家庭児童相談	児童とその家庭からの子どもの養育、心身の発育、非行、不登校、家庭環境等あらゆる悩みの相談、児童虐待の相談や通報の受け付け、学校、児童相談所等、関係機関との連絡調整及び指導を所内及び家庭訪問により行う。	課	18

ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年期の若者及び家族へ 健康増進課 の継続相談を実施し、家族会、自助会参加を促 し、必要に応じて医療機関等の関係機関へ紹介 する。	18
子育て相談	子育てについて相談を課の窓口で実施する。 健康増進課 初めて親になった方を対象のすくすく教室で心配ごと相談を実施する。 乳幼児健診・相談時に個別に育児相談を実施する。	18
発達障害児(者)相 談 障害者生活支援相談	平成19年度までは、障害種別(身体障害、知的障害、精神障害)ごとに3つの社会福祉法人に委託を行い、それぞれの法人が設置する窓口で事業実施していたが、発達障害者支援の相談窓口とともに、4障害の相談窓口を一箇所に集約し、障害の種別に関係なく相談を受けることができる体制へと整備を行った。利用者には、障害者の種別なくひとつの窓口へ連絡または来所により相談が受けられることになる。この相談窓口を「障害児・者相談支援センターゆめふる」として、市民から気軽に利用してもらえる窓口となるよう、障害福祉室及び各法人が連携を取り、運営に努める。	18
不登校児相談	不登校問題に関する相談窓口を適応指導教室に 学校教育課設け、随時、電話相談や面接相談を行う。また、不登校児童生徒に対しては、各学校との連携のもと適応指導教室への通級指導や家庭訪問等を行い対応する。	18
こころの健康相談	家庭・職場などで人権を侵害されたなどによる 龍神行政局人間関係やストレスによる様々な悩みや不安、住民福祉課精神疾患など「こころの病気」に関する相談を保健師(保健所と協力)により月1回実施。	18

5 . 同和問題

基本的な取組

同和問題の正しい理解

同和問題は人権問題の重要な柱の一つであるという認識

差別を許さない社会の形成

「『人を大切にする教育』の基本方針」に基づいた教育の推進

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
「同和問題」啓発	「同和問題」を含めた研修会・講演会等の実施に向けた検討を行う。「同和運動推進月間」等、啓発の機会をとらえて他の人権課題とともに「同和問題」についての啓発(資料提供)を行う。		26

	同和対策事業の一つである「住宅新築資金等貸付金」についての経緯や目的を正しく理解して、個人情報等の取扱いに細心の注意を払いながら取り組む。		26
地域交流事業	地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクレーション、教養・文化活動等地域住民の交流 を図るために、生花教室、茶道教室、健康体操 教室、パソコン教室などを実施する。	芳養セン	26
各学校での教育活動、管理職研修会、 人権教育担当者会、 初任者研修会	・児童生徒 田辺市教育委員会が策定している「人を大切にする教育」の基本方針を基に、人権教育の充実 を図るよう各学校・園に指導する。特に同和問題に関しては、社会科を中心に教育活動全体を通じて、正しい知識と認識を深めるよう指導を行う。 ・教職員 人権教育担当者会や初任者研修会及び管理職研修会などを通して、「人を大切にする教育」の基本方針についての研修を深め、同和問題を含めた人権教育の充実を図るよう指導する。		26

6.女性の人権

基本的な取組

固定的な性別役割意識の見直し

女性の社会参画の促進

DVやセクシュアル・ハラスメントの根絶

相談活動・健康支援の充実

男女共同参画のための施策の充実

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
各種講座・講演会等 の啓発活動	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催 し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図 る。		29
審議会等委員への女性の参画促進	市役所各課における審議会等委員会への女性比率目標を30%とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努める。(女性の登用率は、26.3%(平成20年4月現在))		29
	DVやセクシュアル・ハラスメントを防止する ための啓発活動を行う。	男女共同参 画推進室	29

女性電話相談 (再掲)	女性が抱える様々な悩みに電話による相談を実 男女共同 施する。(月曜日から金曜日 午前 9 時~正午 画推進室 まで) 相談員研修を実施する。	∌ 29
「田辺市男女共同参 画プラン」の推進	田辺市における男女共同参画に関する施策を総 男女共同参合的・計画的に推進していくために、「田辺市画推進室 男女共同参画プラン」に基づいて、各施策の取 組を推進する。	∌ 29
住民基本台帳事務に おける支援措置	DV及びストーカー行為等の被害者に係る閲覧 市民課請求及び住民票の交付請求並びに戸籍の附票の交付請求に関して、被害者の住所を探索することを防止し保護する。	29
女性消防分団の設立	団本部付けの女性消防団員の採用を行い、平成 消防総務課 21年度以降で、女性消防分団を設立する。	29
	田辺消防署庁舎を改築し、女性消防吏員用仮眠 消防総務課 室、浴室、便所等を設置し、女性消防吏員を配 置する。	29

7 . 子どもの人権

基本的な取組

子どもは権利を享受し行使する主体であるという認識

豊かな人権感覚を持った子どもの育成

子どもの人権状況を十分把握した健全な環境づくり

子どもに対する「虐待」や「体罰」の根絶と「いじめ」や「不登校」問題の解決

子育てしやすい環境づくり

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
た なべ 人権 フェス ティバル	子どもたちに人権の根幹となる豊かな感性を育成するため、発達段階に応じた子ども向けのミュージカル(就学前・小学生低学年が主な対象)を開催する。		33
	児童館では子どもの異年齢による集団遊びや各種活動等を通して、子どもの協調性や社会性を育成するとともに子どもたちが命を大切にすることや人を思いやる心、仲間意識を育成するための活動を意識的に行う。		33
児童館活動(地域活 動を推進する活動)	学校や隣保館、地域の各種団体と連携し、地域 ぐるみで子どもを守り育てる活動・ネットワー クづくりを児童館が中心的な役割を持ちながら 積極的に進める。また、子どもクラブ等の活動 を支援するとともに、リーダーの育成に取り組 む。	館	33

体験活動の実施	児童生徒の「豊かな心」の育成と人権意識の向上を図る為に、教育活動の中に体験的活動を積極的に取り入れる。	学校教育課	33
体罰やいじめの根絶	児童生徒一人一人に対してよりきめ細やかな指導ができるよう各学校に指導する。	学校教育課	33
議会の設置運営、子	児童問題対策地域協議会において「児童虐待」 防止についてケース検証会議等を開催する。ま た同会主催で11月の児童虐待防止月間中に「子 どもの虐待防止講演会」を開催する。		
	子育ての中で悩みや孤立感を感じる保護者に対して、教育相談を行う。また、子育て講座を実施し、家庭教育の充実を図るとともに関係機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行う。また、乳幼児と保護者を対象にフリースペースちびっこを開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場を提供する。		33
支援行動計画」に基	平成17年に、平成17年度から21年度のまでの5年間の前期計画として策定した。田辺市が少子化社会に対応して、今後目指していくまちづくりの具体的な施策について取りまとめている。行動計画においては、目標事業量の設定、個々の事業の推進状況の点検・評価により進行管理を行い、地域の事情や特性に応じた事業やサービスのあり方を検討し、効果的な事業実施を進める。		33
子育てしやすい環境 づくり	安心して子どもを生み育てやすい環境を整え、 子どもを心身ともに健やかに育てるため、思春 期、妊娠期から子育て期に、健診・相談健康教 育等の事業を実施する。	健康増進課	33

8.高齢者の人権

基本的な取組

高齢者に対する人権侵害の防止

高齢者を地域で支えあう環境

高齢者の自立と生きがい

高齢者を介護する家族への支援

高齢者に対する総合的な施策の推進

「田辺市高齢者保健福祉計画2006」に基づいた施策の推進

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
住民バス運行事業の 再編整備	過疎地(公共交通機関不通地域)における、交通弱者等の日常生活の利便向上を図ることを目的に、地域住民の交通手段の確保に努める。		37

止ネットワーク委員 会の開催	地域包括支援センターの業務である権利擁護事 業の中で、養護者による高齢者虐待の防止、養 護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護 者に対する支援を適切に実施するため、関係機 関と連携し、高齢者虐待防止ネットワーク委員 会を開催する。	37
孤立死防止推進事業 (モデル事業)	平成19年度に県が実施した孤立死防止に関する。やすらぎ対地域実践プログラムのモデル地域として、田辺市の一部地域においてモデル的に事業を行うほか、市内12ヶ所にある在宅介護支援センターが、65歳以上の高齢者宅を訪問して高齢者の生活実態の把握を行ったり、緊急通報システムの設置や地域民生委員等と協力して、地域で見守りを行う。	37
隣保館デイ・サービ ス事業	障害者及び高齢者等の自立を助長し生きがいを 南部・西部・ 高めるために、創作・軽作業、日常生活訓練等 芳 養 セ ン を行う。 ター	37
高齢者の生きがいと 健康づくり推進事業	高齢者が家族・地域等社会の各分野で、豊かな やすらぎ対経験と知識・技能を生かし、高齢者の生きがい 策課と社会参加を促進するため、5つの老人クラブ連合会と委託契約を結んで老人クラブの活動を基本に実施する。	37
紙おむつ等購入費支 給事業	要介護1~3に認定され、かつ常時失禁がある やすらぎ対 等、紙おむつ使用の必要性が認められる市民税 策課 非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護 している家族等に介護用品購入費を支給する。	37
家族介護用品購入費 支給事業	要介護4または5に認定されている市民税非課 やすらぎ対税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護して 策課いる家族等に介護用品購入費を支給する。	37
家族介護慰労事業	要介護4または5に認定され、市民税非課税世 やすらぎ対 帯の在宅介護者が、過去1年間介護サービスを 策課 受けなかった場合に、現に介護している家族に 慰労金10万円を贈呈する。	37
緊急通報装置貸与事 業	市内のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者に やすらぎ対対し、緊急通報装置を貸与することにより、急 策課病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を 消防 総務 課図る。 警防室	37
サービス事業	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する やすらぎ対家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期 策課発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	37
	高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経 やすらぎ対験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地 策課 域社会の担い手として生きいきと働く、あるい はボランティア活動をはじめ、様々な社会活動 の参加につなげるために補助金を交付する。	37

	介護予防事業、介護保険事業の充実に向けた取 やすらぎ対	37
	組み及び健康寿命の延伸、地域ケア体制の構築 策課	
基づいた施策の推進	についての取組みを推進する。	
	1 . 認知症高齢者支援対策の推進	
	2 . 高齢者の生きがいづくり対策の推進	
	3.地域総合ケアシステムの確立と介護予防	
	の推進	
	4.介護保険サービスの充実	
	5.やさしいまちづくりの推進	
	6.人材の確保・養成	
「都市計画マスター	平成20年、21年で策定する都市計画マスタープ 計画課	37
プラン」の策定	ランを「田辺市高齢者保健福祉計画2006」	
	及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づいて	
	策定し、計画段階からバリアフリーを盛り込	
	む。	
		27
建築物の設計、改修 等	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福 計画課	37
ਹ	祉計画2006」及び「県の福祉のまちづくり 条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	
	示例」に基づさハリアノリー化を推進する。	

9.障害者の人権

基本的な取組

障害者が差別されることのない社会環境の育成

心のバリアフリーの推進

障害者の社会参加の推進

障害者の社会的自立

「田辺市障害者計画」及び「田辺市障害福祉計画」に基づいた施策の推進

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
障害者週間にあわせ た街頭啓発活動	障害者週間中(12月3日から9日)に、自動車を使った街頭宣伝活動を行うとともに、障害者団体と一緒に、障害者施設が作った啓発グッズ等を配布し、障害者に対する理解を深めてもらう活動を行う。	策課障害福	
	ファクシミリや電子メールを利用し、聴覚障害 者からの119番通報を受信するとともに、災害 情報等を提供する。		41
		策課障害福	41

	毎年8月にやすらぎ対策課主催による「障害児 サマースクール」に新採職員を参加させる。	総務課	41
対する市所有地の提供	障害福祉計画では、施設入所者の一割以上が地域へ移行する計画となっているため、地域移行の受け入れ先として、グループホーム・ケアホームの確保や就労継続支援・就労移行支援等の就労の場の確保が、これまで以上に必要となってくる。 今後、社会福祉法人が、そうした施設の建設の場として、市に協力を求めてきた場合には、芳養町田中の市所有地を紹介し、提供する予定にしている。	策課障害福 祉室	41
クル業務及び容器包 装プラスチックリサ	プラスチック類をリサイクルすることにより、 循環型社会の推進と最終処分場の延命化を目的 に『田辺市障害者計画及び障害福祉計画』に基 づき、市業務の障害者団体への委託に努める。		41
画」及び「障害福祉 計画」に基づいた施 策の推進 。 「 「	平成19年3月に、18年度から23年度までの6年間の計画として策定した。 障害者計画において、田辺市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めている。 障害福祉計画では、田辺市における障害福祉サービスをどの程度確保していく必要があるのかを年度ごとにその数値を示し、その推進に努める。	策課障害福 祉室	
リー基本構想」の推り進	基本構想におけるJR紀伊田辺駅、市役所本 庁、市民総合センター及び紀南文化会館とそれ らの施設を結ぶ主な道路のバリアフリー化を推 進する。	策課障害福	41
リアフリー化推進事 業 # 5 5 7 7 8	J R 紀伊田辺駅の跨線橋(一般自由通路)に沿わせる形で、新しくホームをつなぐエレベーターを完備(各ホーム1基の計2基)した跨線橋を新設することにより、バリアフリー化を実現する。 本事業においては、エレベーターの他、手摺り、誘導ブロック、音声案内システム等の整備もあわせて行う。		41
プラン」の策定 (再掲) 	平成20年、21年で策定する都市計画マスタープランを「田辺市障害者計画」並びに「田辺市障害福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づいて策定し、計画段階からバリアフリーを盛り込む。		41
アフリー化に向けた	市内の社会体育施設において、障害者が車椅子 での利用が出来るように、スロープ等、可能な 限り施設の整備充実を図る。		41

建築物の設計、改修 等	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福計画課祉計画2006」及び「県の福祉のまちづくり 条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	41
画整理事業型街路事業 御所谷住宅地区改良事業 都市計画道路元町 新庄道路改良事業	・区画整理の施工(市街地環境の整備改善) ・車道整備並びに歩道設置工事 良好な住宅環境の整備(公園・道路整備を併 用実施) ・改良住宅の建築と自力建設用地の造成 ・改良地区内幹線道路の整備(幅員拡幅及び 勾配修正) ・幹線道路に片側歩道の設置(段差解消、幅 員確保、緩勾配及び点字ブロックの敷設) ・公園整備 道路改良事業に伴い、スムーズな交通移動手 段の確保と交通弱者への保護 ・車道拡幅工事 ・歩道設置工事	41
	市道改良工事にあたり、側溝・歩道等の段差解土木課 消・滑り止め施行等、歩行者の安全を図る。	41
西牟婁圏域自立支援 協議会の開催	本協議会は、福祉、教育、雇用の関係者(行 政、事業者)で構成し、地域のさまざまな障害 福祉の課題について協議し、それぞれのサービ 社室 ス提供事業者が連携のもと、効果的で中立・公 正なサービス提供ができるよう連携に努める。	

10.外国人の人権

基本的な取組

外国の歴史、文化、風習等についての理解と認識

国際理解教育の推進

情報提供、国際支援の充実

定住外国人の地方自治への参画

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
田辺観光戦略推進事業	・外国人対応レベルアップ 観光業者に対して、外国人(英語圏)が来訪し た際、安心して観光できるツールを整備する。 具体的には、英語が話せなくても必要な情報を 伝達することが可能なコミュニケーションツー ルを作成する。	観光振興課	44

ALTの配置、小学校での英語活動	学小学校においては、英語活動や特別活動、社会学校教育課等の時間を通して国際理解に努める。また、中学校では、英語・社会及び道徳・学活・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進める。 それに加え、ALTを田辺市内に6名配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を	44

11.感染症・難病患者等の人権

基本的な取組

エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及

エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援

難病患者や被爆者の人権に配慮した支援体制

具体的な事業

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
及・啓発	妊娠届出時に「性感染症に関する正しい知識について」の副読本を配布し、普及と啓発を実施する。 成人式で新成人にエイズ予防パンフレット「ストップエイズ」を全員に配布し、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を実施する。		47

12.刑を終えて出所した人の人権

基本的な取組

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消

刑を終えて出所した人の社会復帰への支援

青少年の健全育成

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
該当事業なし			49

13.犯罪被害者等の人権

基本的な取組

犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

犯罪被害者等のプライバシーを守る努力

犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進

再被害を防止するための連携の深化

具体的な事業

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
該当事業なし			50

14.インターネット等による人権侵害等の問題

基本的な取組

情報技術や情報処理能力とマナーの育成

情報の流出の防止

人権侵害への対応

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
情報セキュリティーポリシーの見直し	平成18年2月に内閣に 中成18年2月に内閣に 大学を 会議が、策にして 会議が、第一本 大学を 会議が、第一本 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を		55
個人情報の流出防止	市民の個人情報を取り扱っていることから、職 場で知りえた情報は庁外へ持ち出さないよう指 導徹底する。		55

管理職研修会、情報	・情報モラル	学校教育課	55
担当者研修会	児童生徒に対する指導に関しては、教育計画に		
	基づき、情報モラル教育の充実を図っていく。		
	また、保護者に対しては、教育講演会や学級懇		
	談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、携帯		
	電話の危険性と情報モラルについて啓発活動を		
	行う。 ・情報流失防止		
	情報担当者研修会等で情報管理に関する研修を		
	深め、情報流失問題が発生しないように指導す		
	る。		
	・人権問題発生時の対応		
	人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作		
	成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよ		
	う指導する。		
インターネット等に	インターネット掲示板等で差別表現を発見又は	人権推進課	55
よる差別表現対応	通報を受けた場合、速やかに対応する。また、		
	そのための体制を整備する。		
	・和歌山県策定のマニュアルに沿って対応す		
	る。		
	・速やかにプロバイダ等への削除依頼ができ		
	るよう、法務局・和歌山県・関係団体等との連携を図る。		
	の連携を図る。		

15.様々な人権

具体的な事業

性同一性障害者の人権

アイヌの人々の人権

ホームレスの人権

環境と人権

北朝鮮当局による人権侵害問題

事業名	事業の内容	所管課	基本方 針頁
該当事業なし			56